

経済安全保障を基軸とする新成長戦略が日本企業の知財戦略に与える影響分析レポート

Gemini

序論：経済安全保障時代における知財戦略のパラダイムシフト

近年の国際情勢の変化は、日本企業の経営戦略、とりわけ知的財産（IP）戦略の根底を揺るがしている。冷戦終結後、約 30 年間にわたり支配的であったグローバルな効率性、オープンイノベーション、そして市場主導の資源配分を最優先するパラダイムは、国家の経済主権、技術的自律性、サプライチェーンの強靱性を重視する新たな潮流へと大きく転換しつつある¹。本レポートで分析対象とする新たな成長戦略は、このパラダイムシフトを体現するものであり、日本企業に対して知財戦略の根本的な再設計を迫るものである。

この新戦略の下では、知的財産はもはや単なる商業的資産ではなく、国家のパワーと安全保障を構成する極めて重要な要素として再定義される。成長戦略の核心に据えられた「経済的主権」の確立という目標は、知的財産をその達成のための戦略的手段と位置づけることを意味する¹。この知的財産の再文脈化は、企業に対し、自社の私的な IP 戦略を国家の戦略目標と整合させることを求める。

本レポートの中心的な論点は、日本企業は知的財産戦略を、従来の受動的な法務コンプライアンス機能から、企業の経営戦略および国家安全保障戦略と一体化した、能動的かつ統合的な機能へと根本的に変革しなければならない、という点にある。これは、研究開発、法務、サプライチェーン管理、国際関係といった企業活動の全般にわたる包括的なアプローチを必要とする。

提案されている成長戦略は、実質的に、戦略的分野における知的財産の純粋な商業的、国境なき視点の終焉を告げている。知的財産戦略は今や「国籍」という次元を組み込まざるを得ず、技術の創出元、管理主体、そして活用方法が、国家の利益という観点から評価される時代に突

入した。政府はもはや中立的な審判ではなく、イノベーションの方向性を積極的に形成するプレイヤーとなる。したがって、企業の IP 戦略も中立ではいられず、国家戦略に整合させて補助金や支援といった利益を享受するか、あるいは規制や監視といった障害に直面するリスクを負うかの選択を迫られる。これにより、知的財産は単なるビジネスツールから、半ば政治的な性格を帯びた手段へとその性質を変容させるのである。この構造的変化を視覚的に理解するため、以下の比較表を提示する。

表 1: 従来の成長戦略と新成長戦略における知財パラダイムの比較

項目	従来のパラダイム（市場主導・グローバル効率性重視）	新パラダイム（国家主導・経済安全保障重視）
主要目標	グローバル市場シェアの最大化、株主価値の向上	国家の技術的自律性の確保、サプライチェーンの強靱化
重要指標	投資収益率（ROI）、ライセンス収入	技術的自己充足率、国内生産比率、戦略的不可欠性
研究開発の焦点	市場ニーズに基づくテーマ設定、オープンイノベーション	国家が指定する戦略分野（半導体、AI 等）、クローズドな国内連携
知財保護戦略	グローバルな特許網の構築、権利行使による収益化	営業秘密としての徹底管理、特許出願非公開制度の活用
知財活用モデル	広範なクロスライセンス、オープンな技術標準化	国内の信頼できるパートナーへの限定的ライセンス、戦略的パテントプール

第 1 章 知財創出戦略の変革：国家プロジェクトと共生す

る研究開発

新たな成長戦略は、企業の知的財産創出活動のあり方を根底から変える。市場原理のみに委ねられていた研究開発は、国家の戦略的意図と深く結びつき、新たな機会と制約を生み出すことになる。

1.1. 国家主導のイノベーションと「国策パテント・ポートフォリオ」の形成

本戦略の核心は、先端半導体、AI、宇宙、次世代エネルギーといった国家が指定する戦略的分野へ、前例のない規模の公的資金を投入することにある¹。例えば、AI・半導体分野に対しては、2030年度までの7年間で10兆円以上の公的支援が計画されており、これは企業のR&D活動に対して強力な引力として作用し、イノベーションの方向性を国家の優先事項へと誘導する²。

これらの国家プロジェクトに参加する企業は、単に技術開発を行うだけでなく、「国策パテント・ポートフォリオ」の形成に貢献することが期待される。これは、日本の技術的優位性を確立し、グローバル・サプライチェーンにおける「チョークポイント（扼喉点）」としての地位を確保するために戦略的に構築される知的財産の集合体である²。

これにより、企業の研究開発は二つの潮流に分化する可能性が高い。一つは、手厚い補助金を受けられる一方で、政府による厳格な監督と知的財産権に関する制約下に置かれる「国家戦略連動型 R&D」。もう一つは、より厳しい資金調達環境に直面し、国家的重要性において二次的と見なされかねない「純商業的 R&D」である。政府からの支援を受けるための条件として「我が国の幅広い産業の競争力強化、経済成長、地方創生につながること」や「経済安全保障上重要な物資や技術であること」が挙げられており、これはプロジェクトから生まれる知的財産が、企業の自由な商業的活用に全面的に委ねられるわけではないことを示唆している²。創出された知財は国家の利益という制約を帯び、事実上の二層構造のイノベーション・システムが生まれるであろう。

1.2. ケーススタディ：ラピダス計画における知財の帰属と活用の課題

2nm 世代半導体の国産化を目指す国家プロジェクト「ラピダス (Rapidus)」は、この新しいイノベーション・エコシステムのモデルケースである¹。トヨタ自動車やソニーグループといった国内主要企業に加え、米 IBM のような国際的パートナーも参画するこのコンソーシアムは、知的財産管理において極めて複雑な課題を内包している⁵。

共同研究から生まれる知的財産の権利関係は、各社のバックグラウンド IP、共同で開発されたフォアグラウンド IP、そして再委託先や大学から生まれる IP が複雑に絡み合う。その権利帰属やライセンス条件は、単なる商業的交渉の結果ではなく、政府の政策目標によって強く方向づけられることになる⁷。

政府は、過去の戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) における知財方針のように、「知財委員会」といった仕組みを通じて、創出された知的財産の活用方法に大きな影響力を持つと予測される⁷。例えば、特定の企業が保有する特許であっても、国内サプライチェーン全体の強化という国益のために、他の国内企業への実施許諾 (ライセンス) を推奨、あるいは条件づける可能性がある。これは、たとえ一次的な権利者の短期的な商業的利益に合致しない場合でも起こりうる⁷。

国家プロジェクトにおける共同開発契約では、従来の「契約自由の原則」が一定の制約を受けることになる。知的財産に関する契約条項は、産業政策を遂行するための手段となり、政府が事実上の「影の署名者」として、国家安全保障に合致する成果を確保する役割を果たす。企業は、巨額の公的資金と先端技術へのアクセスを得る代償として、知的財産に関する自律性の一部を国家に委譲するという、重大な戦略的判断を迫られることになる。

1.3. 生成 AI による研究開発の加速と新たな知財管理

成長戦略は、AI を「国産 AI」の開発推進を含む中核技術と位置づけている¹。企業は、新材料の発見から特許文献の解析に至るまで、研究開発プロセスのあらゆる段階で生成 AI の活用を奨励されるだろう¹¹。しかし、この技術革新は、新たな知的財産管理の課題を突きつける。

第一に、「発明者」の認定問題である。日本の現行特許法および特許庁の実務は、AI を発明者として認めておらず、発明者は自然人に限られる¹⁴。企業は、AI 支援によってなされた発明において、人間の「発明への創作的貢献」がどこにあるのかを明確に特定し、記録するための社内ガイドラインを整備しなければ、特許が無効となるリスクを負う。

第二に、AI 生成物の著作権の問題がある。人間の「創作的寄与」がなければ、AI が自律的に生成した成果物は著作物として保護されない可能性がある。一方で、人間が AI を「道具」として用いて創作活動を行った場合、その生成物は著作物となりうる¹⁵。企業はこの違いを正確に

理解し、資産を保護する必要がある。

第三に、営業秘密漏洩のリスクである。企業の機密情報（研究データ、化学式など）を外部の生成 AI サービスに入力する行為は、営業秘密の漏洩に直結する¹⁷。企業は、利用する AI サービスの規約を精査し、機密性の高い研究開発のためには、セキュリティが確保された内製 AI モデルの開発を検討する必要がある。

国家安全保障の枠組みの中で AI の導入を推進する政策は、企業に対し、AI に関する知的財産ポリシーの急速な高度化を強いる。企業は単に AI を「利用する」だけでなく、意図せぬ知財の喪失や、権利行使不能な「孤児 IP」の創出を防ぐため、厳格な IP ガバナンス・プロトコルに基づいてその利用を統制しなければならない。政府は、AI 関連の補助金を受ける企業に対し、AI に関する堅牢な IP ガバナンス体制の構築を、国家プロジェクトへの参加の前提条件として求めるようになるであろう。

第 2 章 知財保護戦略の再定義：「守りの知財」の徹底強化

新成長戦略は、知的財産の創出だけでなく、その保護、特に国家の技術的優位性を維持するための「守りの知財」に最大の重点を置く。これは、法制度と企業実務の両面で、従来とは比較にならないレベルでの管理体制の強化を要求するものである。

2.1. 経済安全保障推進法と高度な営業秘密管理

経済安全保障推進法は、この「守りの知財」戦略を実行するための中心的な法的ツールである¹。同法は「特定重要物資」とその基盤となる技術の保護を国家の責務とし、関連するサプライチェーン上の企業に対して、技術セキュリティ水準の抜本的な引き上げを義務付ける。これにより、経済産業省が公表する「技術流出対策ガイドンス」は、事実上のコンプライアンス基準としての性格を帯びることになる¹⁹。

企業は、この要請に応えるため、多層的なセキュリティ・フレームワークを構築する必要がある。

- **組織体制:** 企業の競争力の源泉となる「コア技術」を特定し、部門横断的な技術セキュリティ委員会を設置する¹⁹。

- **人的管理:** 従業員の厳格なバックグラウンドチェック、継続的なセキュリティ研修、実効性のある秘密保持契約（NDA）、そして退職後の競業禁止義務を含む包括的な管理体制を整備する¹⁹。
- **物理的対策:** 研究施設やデータセンターへのアクセスを厳格に管理する²⁴。
- **技術的・サイバー対策:** データの暗号化、アクセスログの常時監視、ネットワークの分離、そして USB メモリ等の外部記録媒体へのコピー制限といった不正なデータ持ち出しを防止する技術的措置を講じる¹⁰。

これにより、「営業秘密管理」は、従来の「秘密管理性・有用性・非公知性」という法的要件を満たすという概念から、ISO/IEC 27001 のような国際標準に準拠した、監査可能で堅牢なセキュリティ体制の構築・運用へとその意味合いを深化させる。特に国家プロジェクトや重要サプライチェーンに関与する企業にとって、この水準の達成は、単に訴訟で有利になるだけでなく、政府調達への参加資格や規制上の義務を果たすための必須条件となる。近年の著名企業における技術流出事件の頻発は²⁰、この厳格化への政治的要請を一層強めるものである。

2.2. 特許出願非公開制度とその実務的インパクト

防御的戦略のもう一つの柱が、2024 年 5 月 1 日に施行された特許出願非公開制度である。この制度は、安全保障上機微な技術分野における特許出願の公開を、政府の判断で留保または禁止するものである³¹。

対象となるのは、核技術、先端兵器、宇宙、量子、一部の半導体技術など、政令で定められた 25 の「特定技術分野」である³¹。すべての特許出願は特許庁による一次審査でスクリーニングされ、特定技術分野に該当すると判断された出願は内閣府に送付され、二次的な「保全審査」に付される。ここで保全指定がなされた場合、出願は公開されず、出願人は外国への出願も禁止される³²。

この制度は、企業に重大な戦略的ジレンマを突きつける。特定技術分野に属する発明を行った企業は、従来のグローバルな特許戦略（複数国への早期同時出願）と真つ向から対立する状況に置かれる。日本で先に出願した場合、保全指定によって発明が「凍結」され、米国や欧州、中国といった主要市場での権利確保の道が閉ざされるリスクが生じる。そのため、企業は出願前に、自社の発明が特定技術分野に該当するか否かを慎重に判断するリスク評価プロセスを導入する必要に迫られる³¹。

この制度は、企業に対し、特許による保護（ただし凍結リスクあり）と、営業秘密としての秘匿化という、二者択一の戦略的決断を強いる。特に、軍民両用のデュアルユース技術で商業的可能性が高い発明の場合、これは極めてハイスタークな判断となる。結果として、企業が特

定分野での特許出願そのものを躊躇する「萎縮効果」を生み、国内産業全体での知識の共有や発展を遅らせる可能性も否定できない。

2.3. 外国為替及び外国貿易法（外為法）改正と輸出管理の厳格化

新成長戦略は、外為法に基づく輸出管理の厳格な執行と対象範囲の拡大によって支えられる。特に、先端半導体製造装置および関連技術がその主要なターゲットとなる³⁷。これは、先端半導体技術が中国の手に渡ることを防ごうとする米国との政策協調の現れであり、半導体製造装置など 23 品目を新たにリスト規制の対象に加えた近年の改正はその象徴である³⁷。

これらの規制は、物品の物理的な輸出だけでなく、日本国内の外国人への技術指導や、海外への電子的なデータ送信といった「みなし輸出」にも適用される。さらに、米国の輸出管理規則（EAR）が持つ広範な域外適用が、このコンプライアンス環境を一層複雑にしている。

これにより、輸出管理コンプライアンスは、もはや物流や貿易部門だけの課題ではなく、研究開発や技術部門の中核的な懸念事項へと変化する。海外のパートナーと共同研究を行ったり、外国籍の研究者を採用したりする際には、技術者一人ひとりが「みなし輸出」規制を深く理解する必要がある。日米の規制が重層的に絡み合うこの「コンプライアンスの地雷原」は、国際共同研究に大きな摩擦とコスト増をもたらし、結果として企業がより内向きで国内完結型の研究開発へと向かう意図せざる結果を生む可能性もある。

表 2：技術流出防止のための実践的チェックリスト

分類	チェック項目例
組織・ガバナンス体制	☐ 競争力の源泉となる「コア技術」は特定され、リスト化されているか？
	☐ 技術セキュリティを所管する部門横断的な委員会は設置・機能しているか？
	☐ 技術流出リスクに関する定期的な監査と経営層への報告体制は確立されているか？

人的資源管理	☐ 従業員の入社時および退職時に、秘密保持義務に関する誓約書を取得しているか？
	☐ 退職者面談を通じて、守秘義務の再確認と情報持ち出しの牽制を行っているか？
	☐ 全従業員を対象とした、技術流出リスクに関する定期的な研修を実施しているか？
物理的・IT セキュリティ	☐ 機密情報が保管されるエリアへの物理的なアクセス制限は適切に実施されているか？
	☐ 機密データは保管時（at rest）および転送時（in transit）に暗号化されているか？
	☐ USB メモリ等の外部記憶媒体の使用は原則禁止または厳格に管理されているか？
	☐ 重要なシステムやデータへのアクセスログは取得・監視されているか？
サプライチェーン管理	☐ 委託先や共同研究先との契約に、具体的な技術セキュリティ要件と監査権が含まれているか？
	☐ 新規取引先の選定時に、情報管理体制に関するデューデリジェンスを実施しているか？
	☐ 委託先に提供する技術情報は、業務に必要な最小限の範囲に限定（ブラックボックス化）されているか？

第3章 知財活用戦略の転換：国内サプライチェーン強化と新たな協調モデル

新成長戦略は、知的財産の「創出」と「保護」に加え、「活用」のあり方にも大きな転換を促す。グローバルなライセンス収入の最大化という従来の目標は、国内産業基盤の強化と経済安全保障への貢献という新たな評価軸によって相対化される。

3.1. グローバル・ライセンシングから国内技術アライアンスへ

国内生産とサプライチェーンの「要塞化」を重視する戦略は¹、知的財産を収益化する際の計算式を根本的に変える。ある知的財産の価値は、もはやグローバルなライセンス収入のポテンシャルだけで測られるのではなく、国内エコシステムの強靱化へどれだけ貢献するかによっても評価されるようになる。

企業は、より高額な契約を提示する海外企業よりも、国内の重要サプライチェーンを構成するパートナー企業（例：重要素材に関する特許を国内の半導体メーカーに供与する）へのライセンス供与を、政府から公式・非公式に推奨される場面が増えるだろう。これは、技術をグローバル市場でオープンに販売するのではなく、信頼できる国内プレイヤーのサークル内で共有し、国家全体としての集合的な競争優位を築く、より「閉じた」イノベーションモデルへの移行を意味する。

知的財産ライセンス戦略は、「フレンド・ショアリング」とサプライチェーン管理のツールへと変貌する。ライセンス先の価値は、単なる契約金額だけでなく、地政学的リスクを低減し、国内の技術基盤を強化するという貢献度によっても判断されることになる。政府は、経済安全保障推進法に基づく「供給確保計画」の認定制度などを通じて¹、国内企業へのライセンス供与にインセンティブを与え、海外への供与には規制上のハードルを設けることで、この流れを加速させることができる。これにより、知財担当者の目標は「ライセンス収入の最大化」から「収入と国内サプライチェーン安全保障の最適化」へとシフトせざるを得なくなる。

3.2. 国家主導によるパテントプールの可能性と課題

政府は、戦略的分野における技術移転を加速させるため、国家プロジェクトで創出された標準必須特許（SEP）や基盤技術を対象としたパテントプールの形成を主導する可能性がある。

ドイツのフラウンホーファー研究機構が、音響・映像符号化技術のパテントプールで得た収益を次の研究開発に再投資した成功事例は、その有効なモデルとなりうる⁴⁰。適切に運営されれば、パテントプールはライセンス交渉の取引コストを削減し、特許紛争を未然に防ぎ、国内企業間での技術の迅速な普及を促進する強力なメカニズムとなる⁴¹。

しかし、その実現には多くの課題が伴う。どの特許が真に「必須」であるかの評価、公正なロイヤルティ料率の設定、そして大企業、中小企業、大学といった多様な参加者間での収益の公平な分配は、紛争の火種となりやすい。また、これらの国内中心のプールが、国際的に見て反競争的なカルテルと見なされるリスクも存在する⁴²。

パテントプールのガバナンスは、技術的な問題以上に、極めて政治的な性格を帯びる。政府がその組成と運営に深く関与することで、プールへの参加資格そのものが企業の競争力を大きく左右する要因となる。これは、産業内に新たな「持つ者」と「持たざる者」を生み出す可能性があり、そのルール形成プロセスは産業政策そのものとなるだろう。

3.3. スタートアップ・大学連携における知財リスク管理

新成長戦略は、ディープテック・スタートアップや大学の研究室を先端イノベーションの源泉として重視するが、経済安全保障という新たなフィルターは、これらの連携に対する監視を強化する⁴⁵。

大企業にとって、ディープテック・スタートアップへの投資や提携は、単なる商業的な判断だけでなく、セキュリティ・コンプライアンスの観点からの厳格なデューデリジェンス（DD）を必要とする。確認すべきは、発明の権利が創業者や従業員から企業へ適切に移転されているか、外国の研究者や機関からの「汚染された」IPの混入はないか、そして十分な営業秘密管理体制が構築されているか、といった点である⁴⁷。

一方、スタートアップや大学は二重の課題に直面する。海外のベンチャーキャピタルからの資金調達は成長に不可欠かもしれないが、それによって政府プロジェクトへの参加資格を失ったり、国内大企業との提携で敬遠されたりするリスクがある。また、多くの場合、高度なIP管理やセキュリティ対策を講じるためのリソースに乏しく、技術窃取の格好の標的となりやすい

⁴⁵。

今後は、知的財産の「セキュリティ格付け」が、スタートアップの企業価値を評価する上での暗黙の要素となる。堅牢なIP管理体制、明確な権利の帰属関係、そして懸念国からの投資エク

スポンジャーが少ない「クリーン」な資金調達履歴を証明できるスタートアップは、大企業や政府プロジェクトにとってより魅力的なパートナーとなり、企業価値評価においてプレミアムがつく可能性がある。大企業がスタートアップを買収する際の DD は、もはや単なる知財 DD ではなく、国家安全保障の観点を含んだ総合的な監査へとその性質を変えつつある。

第 4 章 地政学リスクと国際知財紛争への備え

新成長戦略が日本をより自己主張の強い国家へと変容させる中、企業は国際的な事業活動、特に知的財産を巡る活動において、新たな地政学的リスクに直面する。米中対立の激化は、日本企業を知財戦略の根本的な見直しを迫る法規制の板挟み状態に置いている。

4.1. 米国 EAR と中国反外国制裁法の「挟み撃ち」への対応

日本企業は、米国の輸出管理規則（EAR）と、それに対抗する中国の反外国制裁法という、相反する法規制の十字砲火を浴びている⁵⁰。

米国の EAR は、強力な域外適用効を持つ。日本で製造され、米国の部品を一切含まない製品であっても、その製造に米国由来の技術やソフトウェアが使用された「直接製品（direct product）」である場合、EAR の規制対象となりうる⁵³。これは、自社製品の技術的出自を深く遡って把握する必要があるため、コンプライアンス上の極めて大きな挑戦となる。また、米国のエンティティ・リストに掲載されれば、米国技術へのアクセスが事実上断たれることになる⁵⁵。

一方、中国は反外国制裁法や新たな知的財産紛争処理規定を整備し、米国の制裁に同調する企業への対抗措置を可能にした。例えば、日本企業が米国のエンティティ・リスト掲載を理由に中国企業への供給を停止した場合、その行為が中国の法律に違反するとして、中国国内の裁判所で訴訟を起こされたり、資産や知的財産権の凍結を含む行政処分を受けたりするリスクがある⁵⁶。

この状況は、企業に「地政学的コンプライアンス」という新たな枠組みの構築を強いる。これは、サプライチェーンと技術依存関係をマッピングし、相反する規制へのエクスポージャーを特定することから始まる。究極的には、米国向け事業と中国向け事業で、法務・運営体制を分離・独立させる「一社二制度（one company, two systems）」のような構造を検討せざるを得ない場合も出てくるだろう。「適用されるすべての法律を遵守する」という従来原則が、物

理的に不可能になりつつある。企業は、市場依存度、技術的依拠、サプライチェーンのリスクを総合的に評価し、どちらの法体系を優先するかという、取締役会レベルの経営戦略的決断を迫られることになる。

4.2. サプライチェーン再編に伴う技術・情報管理体制の構築

国内生産回帰や中国からの「デリスキング」を目指す成長戦略は、大規模なサプライチェーンの再編を促す¹。生産拠点を東南アジアやインドといった新たな地域に移管する際、企業は自社の重要 IP や営業秘密が確実に保護される体制を構築しなければならない。これは、社内で構築した厳格なセキュリティ基準を、サプライチェーン全体に拡張することを意味する。

そのための鍵となるのが、契約と運用の両面からの管理である。

- **契約上の措置:** サプライヤーとの契約に、具体的なセキュリティ基準（例：ISO/IEC 27001 認証の要求）や監査権、データ漏洩時の報告義務などを盛り込んだ、堅牢な IP・秘密保持条項を設ける²⁰。
- **運用上の措置:** サプライヤーに提供する技術情報を、中核となるプロセスを理解できないように部分的に隠蔽する「ブラックボックス化」を徹底する。また、データ共有においては「ゼロトラスト」のセキュリティ思想に基づいたアクセス管理を導入する¹⁹。

サプライチェーン管理は、もはやコスト、品質、納期の最適化だけを目的とするものではない。情報セキュリティと IP 保護がその中核的要素となった。セキュリティ上「最も弱い環」が一つでもあれば、企業全体の知的資産が危険に晒される。物理的なサプライチェーンのデリスキングが、知的財産のサプライチェーンにおける新たなリスクを生み出さないよう、両戦略は完全に統合されなければならない。

4.3. 海外（特に中国）における権利行使・訴訟リスクの増大

日本が米国の技術政策と歩調を合わせるにつれ、日本企業が中国で自社の知的財産権を行使する環境はより厳しくなる可能性がある。知的財産訴訟が、経済的な国家間対立の道具として利用されるリスクが高まる¹。中国の裁判所は年々専門性を高めているが、戦略的技術が関わる重要案件において、政治的影響が及ぶ可能性は常に存在する。貿易摩擦の激化に応じて、報復的な侵害訴訟を提起されたり、保有特許を無効にされたりする事態も想定される。

これらのリスクを軽減するためには、以下のような多角的な戦略が求められる。

- **予防的防御:** 中国において防御的な特許ポートフォリオを厚く構築し、発明の経緯や実施の証拠を *meticulous* に記録・保管するなど、訴訟を提起される前から準備を固める。
- **代替的紛争解決:** 中国では、裁判所での訴訟よりも、行政摘発や調停といった手続きの方が、迅速で政治的影響を受けにくい場合があるため、これらの活用を積極的に検討する⁶⁷。
- **地政学的デューデリジェンス:** 中国で権利行使に踏み切る前に、それが政治的な反発を招き、より大きな事業上の損失につながる可能性はないか、地政学的な観点からの影響評価を行う。

海外、特に中国のような戦略的競争相手国における IP 権利行使の意思決定は、もはや純粋な法務・商業マターではない。地政学的リスク評価を組み込んだ、高度な経営判断が不可欠となる。場合によっては、短期的な権利侵害を甘受してでも、より大きな政治的・商業的対立を避けるという戦略的忍耐が、最善の策となることもありうる。

表 3：企業の IP 戦略に影響を与える主要な米中規制の比較

項目	米国の規制	中国の規制
主要な法律/制度	輸出管理規則（EAR）、エンティティ・リスト、CHIPS 法	反外国制裁法、輸出管理法、信頼できないエンティティリスト、涉外知的財産権紛争処理規定
中核的目的	先端技術（特に半導体）の中国への移転を阻止し、米国の技術的優位性を維持する。	米国等の外国による制裁・輸出規制に対抗し、中国の国家主権、安全、発展利益を保護する。
管轄権の範囲	広範な域外適用。米国原産の物品・技術だけでなく、それらを利用して米国外で製造された「直接製品」にも適用される。	主に中国国内の活動に適用されるが、外国の制裁に協力する中国国外の個人・組織にも対抗措置を適用しうる。
主要な禁止/義務事項	・エンティティ・リスト掲載企業への特定品目の輸出・再輸出の原則禁止。・	・外国の差別的・制限的措置の実施・幫助の禁止。・対抗措置リスト掲載対象と

	先端半導体関連の特定技術・装置の中国向け輸出の厳格な制限。	の取引禁止、資産凍結等。
日本企業の IP 戦略への影響	・米国由来技術を用いた製品の中国向け供給・ライセンスが困難に。・中国企業との共同研究開発が制約を受ける。・サプライチェーンから特定中国企業を排除する必要性。	・米国の制裁遵守を理由とする中国企業との取引停止が、中国法下の訴訟リスクを生む。・中国国内の資産（知的財産権を含む）が対抗措置として凍結されるリスク。・ライセンス契約の有効性を巡る紛争リスク。

結論：日本企業が構築すべき次世代知財戦略フレームワーク

本レポートで分析したように、経済安全保障を国家戦略の中核に据えるという方針転換は、日本企業の知的財産戦略に構造的かつ不可逆的な変革を要求する。画一的なグローバル IP 戦略の時代は終わりを告げ、ダイナミックで強靱、そして地政学的な洞察力に富んだ新たな戦略が不可欠となる。

この新たな環境に適応するため、日本企業は「経済安全保障統合型 IP フレームワーク」とでも呼ぶべき次世代の知財戦略モデルを構築する必要がある。このフレームワークは、以下の三つの柱によって構成される。

1. 戦略的整合性 (Strategic Alignment)

研究開発と知財創出活動を、国家の戦略的優先事項と積極的に整合させる。これにより、政府からの資金援助や共同研究といった機会を捉えると同時に、それに伴う権利上の制約を戦略的に管理する。

2. 防御の要塞化 (Fortified Defense)

すべての重要知的財産に対し、「ゼロトラスト」のセキュリティ思想を導入し、営業秘密や機微技術を国家安全保障資産として扱う。この防御体制は、自社内にとどまらず、サプライチェーン全体にわたって構築・維持されなければならない。

3. 地政学的俊敏性 (Geopolitical Agility)

相反する国際的な法規制の狭間を航行する能力を構築する。地政学的リスクの継続的な評

価に基づき、ライセンス供与、技術提携、権利行使といった戦略を動的に調整する。

このフレームワークの実現に向け、各ステークホルダーは以下の行動をとることが求められる。

- 取締役会・経営層へ:
知的財産戦略を、一機能部門の課題から、全社的な経営戦略とリスク管理の中核要素へと引き上げる。この統合的フレームワークの実行責任者として、例えば「最高知財・セキュリティ責任者（CISO: Chief IP & Security Officer）」のような役職を設置し、経営レベルでの監督を行う。
- 知財・法務部門へ:
従来の特許出願・訴訟実務のエキスパートであることに加え、経済安全保障関連法規、輸出管理規制、地政学リスク分析の専門家へと進化する。新たなコンプライアンス体制や契約基準の策定を主導する。
- 研究開発・事業部門へ:
イノベーションのライフサイクルの初期段階から、セキュリティとコンプライアンスの視点を組み込む。すべての技術者・研究者の間にセキュリティ意識の文化を醸成する。国際的な共同研究を、技術的メリットだけでなく、地政学的リスクの観点からも評価する。

この新たな事業環境は、確かに多くの挑戦と制約を企業に課す。しかし、それは同時に新たな機会をもたらす。この複雑で新しいゲームのルールを習得し、巧みに実践する企業は、単に生き残るだけでなく、技術、経済、そして安全保障が不可分に結びついた世界において、持続可能な競争優位を築くことができるであろう。

引用文献

1. 高市新政権の成長戦略の徹底調査と推測 Gemini .docx
2. AI・半導体産業基盤強化フレーム, 10月22, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/ai_semiconductor_frame/ai_semiconductor_frame.html
3. AIにも必要な先端ロジック半導体の需給ギャップは今後も拡大の見込みであり、10月22, 2025 にアクセス、
https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/24011801_kanazashi.pdf
4. これまでの議論を踏まえ 今後重点的に取り組むべき 技術課題等（中間整理案） - 文部科学省, 10月22, 2025 にアクセス、
https://www.mext.go.jp/content/20240404_mx_kankyou-000035118_2.pdf
5. NTT・トヨタ・ソニーなどが出資 次世代半導体新会社「ラピダス」 記者会見【ノーカット】 - YouTube, 10月22, 2025 にアクセス、
<https://www.youtube.com/watch?v=t8opDhQS69A>
6. 「復権への挑戦 ラピダスと日本の半導体戦略」 - Tiatra, LLC, 10月22, 2025 にアクセス、
<https://tiatra.com/%E3%80%8C%E5%BE%A9%E6%A8%A9%E3%81%B8%E3%81%>

[AE%E6%8C%91%E6%88%A6%E2%94%80%E2%94%80%E3%83%A9%E3%83%94%E3%83%80%E3%82%B9%E3%81%A8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E5%8D%8A%E5%B0%8E%E4%BD%93%E6%88%A6%E7%95%A5/](https://www.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_patent.pdf)

7. 1 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P） 知的財産の扱いに関する運用指針 令和 4 年, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_patent.pdf
8. 知的財産権の帰属が明確でない場合 | 記事 | 新日本法規 WEB サイト, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article389228/>
9. 学生等の知的財産権の帰属及び秘密保持の 取扱いに関する調査研究について - 東北大学 産学連携機構, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/media/files/achievement/report/tohokuunvst.pdf>
10. 営業秘密の漏洩事例は？3 要件を踏まえた防止策をわかりやすく解説 - Watchy（ウォッチー）, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://watchy.biz/contents/column/2700/>
11. 製造業における生成 AI の活用事例（化学メーカーを中心に） - note, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://note.com/posi7293/n/n331c2d0eaed7>
12. 研究開発現場がリードした生成 AI の全社展開 - miLab, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://milab.mi-6.co.jp/article/e0015>
13. 生成 AI が製造業を変える？自動・効率化活用事例・メリット・注意点解説！, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://ai-market.jp/industry/manufacturing_ai-generative/
14. AI の発明者性について判示した東京地裁判決 —東京地判令和 6 年 5 月 ..., 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.noandt.com/publications/publication20240521-1/>
15. 生成 AI で作った文章・画像は、著作権法に違反していないのか？ - NTT ドコモ ビジネス, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.ntt.com/bizon/copyright_ai.html
16. 生成 AI は著作権違反？ビジネスで利用できる？著作物として扱われる条件を徹底解説 - エルテス, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://eltes-solution.jp/column/digitalrisk-115>
17. 営業秘密管理指針の改訂版の公表 | デロイト トーマツ グループ - Deloitte, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/legal/perspectives/legal-newsletter20250820.html>
18. IP トランスフォーメーション (2) , 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/dai3/siryou1.pdf>
19. 技術流出対策ガイダンス 第 1 版 - 経済産業省, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/guidance.pdf
20. 技術流出対策ガイダンス 第 1 版（案） - 経済産業省, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/06-04.pdf
21. 【日本】経済産業省から「技術流出対策ガイダンス第 1 版」が公表されました | 弁理士法人 三枝国際特許事務所[大阪・東京] SAEGUSA & Partners

- [Osaka,Tokyo,Japan], 10 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17832/>
22. 【経済安全保障】経産省が初公開した『技術流出対策ガイドンス』で会社を守る方法 | 花筏 - note, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://note.com/chic_deer1160/n/nf1f90402e773
 23. 経済安全保障上の重要技術に関する 技術流出防 策についての提, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dail0/siryou5.pdf
 24. 営業秘密の漏えいを防止！営業秘密管理の重要性と実践的な管理方法 - ALSOK, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.alsok.co.jp/corporate/recommend/case_corp_trade_secret.html
 25. 技術流出の対策とは？企業が今すぐ取り組むべきポイントをわかりやすく解説, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.iwico.jp/blog/security/fraud/20250704-data-leak-prevention/>
 26. 判例 - 営業秘密ラボ, 10 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.xn--zdkzazl8wncfj5sshx.com/search/label/%E5%88%A4%E4%BE%8B>
 27. 営業秘密侵害の現状と法改正の方向性について, 10 月 22, 2025 にアクセス、
http://www.jpaa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2015_04_519.pdf
 28. 営業秘密関連ニュース一覧, 10 月 22, 2025 にアクセス、https://www.xn--zdkzazl8wncfj5sshx.com/p/blog-page_22.html
 29. 裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4162>
 30. 技術流出の防止に向けて - 警察庁, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.npa.go.jp/bureau/security/economic-security/assets/pdf/pamphlet.pdf>
 31. 特許出願非公開制度開始後の外国出願 - WIPO, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/ja/wipo_webinar_pct_2024_6/wipo_webinar_pct_2024_6_xl.pdf
 32. 特許出願の非公開制度の概要と NEDO 事業における対応について, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.nedo.go.jp/content/100973219.pdf>
 33. 特許出願非公開制度の, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/document/1-gaiyou/1-gaiyou.pdf>
 34. 特許出願非公開制度の概要について, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.inpit.go.jp/content/100881307.pdf>
 35. 特許出願の非公開に関する制度 - 内閣府, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html
 36. 特許事務所における 特許出願非公開制度への対応の考察, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4486>
 37. 外為法改正（2023 年 7 月施行）先端半導体の輸出規制によるコンプライアンス管理への影響とは？, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://insight.thomsonreuters.co.jp/business/resources/resource/revision-of->

[foreign-trade-law](#)

38. 日本の新たな半導体輸出規制改正の概要とその影響, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/230407.pdf
39. 【2025 年最新】 輸出貿易管理令の規制強化と企業が取べき対応を徹底解説, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://boueki.standage.co.jp/export-trade-control-order/>
40. 委託研究開発の成果を社会実装につなげる 知的財産戦略の実例に関する調査 報告書 - 経済産業省, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000759.pdf
41. 標準必須特許(SEP)とは? 現役弁理士が詳細解説します - 知財タイムズ, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://tokkyo-lab.com/co/sep>
42. 特許プールと標準化戦略: 参加のメリット・デメリット - PatentRevenue, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/927/>
43. 標準と特許プール - NTT 技術ジャーナル, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://journal.ntt.co.jp/backnumber2/0705/files/jn200705058.pdf>
44. 標準必須特許問題の基礎 - サプライヤとしての留意点, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.japia.or.jp/files/user/japia/kokusai/Seminar/1208_1.pdf
45. Action(活動) 週刊 経団連タイムス 2022 年 11 月 24 日 No.3568 スタートアップ等を対象とした技術・データ等の流出防止に関する経済安全保障説明会, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/1124_14.html
46. スタートアップ・エコシステムの現状と課題 (ディープテック分野を中心として) - 内閣官房, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/campus/yusikisya_kaigi/dai6/sankou2.pdf
47. スタートアップ投資における法的留意点 - Business & Law ..., 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://businessandlaw.jp/articles/lawyersguide/vote2025-file21/>
48. ディープテックスタートアップの評価・連携の手引き - 経済産業省, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000578.pdf
49. スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書 - 特許庁, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/startup/document/index/startup_r3_hokoku.pdf
50. 常態化する米中対立で進むデカップリングー懸念される日本 ... - RIETI, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/230516ssqs.html>
51. 常態化する米中対立で進むデカップリングー懸念される日本企業への影響ー, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2023/2023sum07.pdf>
52. 米中対立に出口見えず、振り回される企業はどう動く | 地域・分析レポート - ジェトロ, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/e0aaac22de0bd7fc.html>

53. 米国における貿易・投資上の問題点と要望(2024 年度)- 日本機械輸出組合, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.jmcti.org/mondai/database/report/2024/%E7%B1%B3%E5%9B%BD/3>
54. 経済安全保障:日米輸出規制と近時の実務動向を踏まえた輸出管理 - 長島・大野・常松法律事務所, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.noandt.com/features/economicsecurity_03/
55. 米国半導体輸出規制の最新動向 - ～2024 年 12 月・2025 年 1 月の ..., 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.morihamada.com/sites/default/files/newsletters/ja/international-trade-law/202502/01.pdf>
56. 中国最新法令速報 No.435 (「『反外国制裁法』の実施に関する規定」等), 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.morihamada.com/ja/insights/newsletters/115511>
57. 中国反外国制裁法の実施規定の公布について(速報:改訂版) - CISTEC, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_ankenhosho/china/data/20250325.pdf
58. 国務院、外国関連の知的財産権紛争処理規定を発表、「反外国制裁 ..., 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/8214c183ca4b1bbf.html>
59. 中国、リトアニアの 2 銀行に反外国制裁法を適用、制裁リストに追加(リトアニア、中国、EU) - ジェトロ, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/08/6bfd2738b560fcb.html>
60. 中国の反外国制裁の現在地: 米国経済制裁に従って中国との取引を中止する場合の注意点, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.noandt.com/publications/publication20220615-3/>
61. AI 発明についての議論の進展(産業構造審議会知的財産分科会第 54 回特許制度小委員会), 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5859/>
62. 秘密保持条項とは? 契約書における役割や文例を解説 - マネーフォワードクラウド, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://biz.moneyforward.com/contract/basic/6859/>
63. 業務委託契約における秘密保持義務・守秘義務に関する条項のまとめ, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.gyoumitakukeiyakusho.com/duty-of-confidentiality/>
64. 個人情報の取り扱いに関する条項とは? 目的・定めるべき内容・レビュー時の注意点などを解説!, 10 月 22, 2025 にアクセス、
https://keiyaku-watch.jp/media/keiyakuruiki/kojinjyohou_jyokou/
65. [コラム] A&S スタートアップ法務の羅針盤 #03 業務委託契約・秘密保持契約の留意すべきポイント, 10 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.aplawjapan.com/newsletter/20240205>
66. 【参考資料 1】 3・4 要求事項・評価基準案一覧, 10 月 22, 2025 にアクセス、

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_supply_chain/pdf/004_s01_00.pdf

67. 中国における知的財産権侵害に対する 当事者間の紛争解決手段に関する調査, 10 月 22, 2025 にアクセス、

https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/b_china_shingai_set.pdf

68. 中国における知財訴訟の近況, 10 月 22, 2025 にアクセス、

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipg/2024/j06.pdf